令和８年度 長岡市地域防災計画（本編）の改定の概要について

第１編　総則的事項

節名	主な修正概要
第１節　計画作成の趣旨等	－
第２節　長岡市防災体制強化の指針	－
第３節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	・市の責務に登録被災者援護協力団体との平時からの連携に関する記載を追加 ・県及び市の役割に避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備等の記載を追加

第２編　各災害に係る共通事項

節名	主な修正概要
第１章　災害予防	
第１節　自分と家族を守る災害予防と減災対策への取組	市民の役割としている防災知識の普及・啓発及び訓練に関する記載を修正
第２節　地域力・市民力を生かした防災への取組	市の役割としている自主防災組織の育成方針に関する記載を修正
第３節　被災経験を生かした防災知識の普及及び訓練	・市民及び地域の役割の記載を修正 ・市の役割としている市民に対する防災知識の普及に関する記載を修正
第４節　防災・安全・安心を目指したまちづくり	県及び市の役割としている復興事前準備の取組の推進に関する記載を修正
第５節　防災機関における通信手段の確保	県の役割としている新潟県総合防災情報システムの整備に関する記載の修正
第６節　避難準備	・県の役割に避難生活を支える人材の育成・確保を追加 ・新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 ・長岡市届出避難所登録制度に関する記載を追加
第７節　避難場所・避難所事前対策	市の役割としている即応体制の整備に関する記載を追加
第８節　集落孤立対策	長岡市届出避難所登録制度に関する記載を追加
第９節　要配慮者の安全確保	市の役割に個別避難計画の制度周知・啓発に関する記載を追加
第１０節　救急・救助体制の整備	－
第１１節　医療救護体制の整備	県の役割に災害医療アドバイザーの整備等を追加

節名	主な修正概要
第１２節　道路･橋梁･トンネル等の地震対策	道路管理者の役割としている迅速な応急復旧体制の整備に関する記載を修正
第１３節　港湾施設の災害予防	県の役割としている適切な維持管理に関する記載を修正
第１４節　河川・海岸災害予防	－
第１５節　治山・砂防施設の地震対策	－
第１６節　農地・農業用施設等の災害予防	－
第１７節　建築物等災害予防	組織変更に伴う修正
第１８節　鉄道の災害対策	－
第１９節　コミュニティ放送等放送機関の災害対策	日本放送協会新潟放送局の津波対策に関する記載を修正
第２０節　ライフライン強化対策(電気通信)	－
第２１節　ライフライン強化対策（電力）	－
第２２節　ライフライン強化対策（ガス）	－
第２３節　ライフライン強化対策（上水道）	文言修正
第２４節　ライフライン強化対策（下水道）	市の役割としている下水道施設の管理に関する記載を修正
第２５節　工業用水道事業者の地震対策	－
第２６節　危険物等施設の災害予防	－
第２７節　火災予防と消防力の整備	市及び消防本部の役割に津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備を追加
第２８節　廃棄物処理体制の整備	・市の役割としている災害廃棄物処理体制の整備に関する記載を修正 ・県の役割に災害廃棄物処理体制の整備に関する記載を追加
第２９節　食料・生活必需品の確保	市の役割としている物資の備蓄及び緊急供給体制の整備に関する記載を修正
第３０節　学校等の防災対策・防災教育	－
第３１節　文化財の保護対策	－
第３２節　ボランティア活動の推進	－
第２章　災害応急対策	
第１節　災害対策本部の組織・運営	業務内容に従事職員の健康管理の徹底を追加
第２節　防災関係機関の相互協力体制	市の役割に関係機関への応急措置の実施要請等に関する記載を追加
第３節　自衛隊派遣の要請・受入れ体制	－
第４節　災害情報の収集・伝達	県の役割に収集した被災地の画像情報の共有に関する記載を追加
第５節　通信の確保	－

節名	主な修正概要
第６節　広報・広聴活動	－
第７節　自分と家族を守る応急対策	－
第８節　住民等避難対策	・新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 ・長岡市届出避難所登録制度に関する記載を追加
第９節　住民と施設と行政の協働による避難所等運営	・県及び市の役割として国のデータベースを活用したキッチンカー等の提供に関する記載を追加 ・長岡市届出避難所登録制度に関する記載を追加
第１０節　避難所等における防疫保健衛生対策	－
第１１節　入浴サービスの提供	－
第１２節　トイレ利用対策	市の役割に快適なトイレの設置状況、し尿処理状況の把握を追加
第１３節　ペットの保護対策	関係災対部に災対避難部を追加
第１４節　車中泊など避難所外避難者への支援	県の役割に災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に関する記載を追加
第１５節　要配慮者の支援対策	県の役割としているＤＷＡＴ等の派遣に関する記載を修正
第１６節　こころのケア対策	－
第１７節　救急・救助活動	－
第１８節　医療救護活動	－
第１９節　道路･橋梁･トンネル等の応急対策	文言修正
第２０節　港湾施設の応急対策	－
第２１節　道路・河川における障害物除去	文言修正
第２２節　河川・海岸施設の応急対策	－
第２３節　海上における災害応急対策	－
第２４節　農地・農業用施設の応急対策	－
第２５節　農林水産業応急対策	－
第２６節　公園施設の応急対策	－
第２７節　応急住宅対策	市の役割としている入居者の管理に関する記載を修正
第２８節　罹災証明書発行対策	－
第２９節　鉄道の応急対策	－
第３０節　コミュニティ放送等放送機関の応急対策	－
第３１節　ライフライン応急対策(電気通信)	－
第３２節　ライフライン応急対策（電力）	－
第３３節　ライフライン応急対策（ガス）	－
第３４節　ライフライン応急対策（上水道）	－

節名	主な修正概要
第３５節　ライフライン応急対策（下水道）	市の役割としている施設機能維持のための応急的処置に関する記載を修正
第３６節　工業用水道施設の応急対策	－
第３７節　危険物等施設の応急対策	－
第３８節　消火	－
第３９節　廃棄物処理	－
第４０節　民間流通在庫活用等による物資等供給	県及び市の役割に輸送拠点での物資の受入れに関する記載を追加
第４１節　全国からの救援物資への対応	－
第４２節　義援金の受入れ・配分	－
第４３節　輸送	輸送拠点の一覧を資料編に移動
第４４節　災害警備措置	－
第４５節　行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬	－
第４６節　学校等における応急対策	文言修正
第４７節　児童等のこころのケア対策	県の役割に被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の活用に関する記載を追加
第４８節　文化財応急対策	－
第４９節　商工業応急対策	－
第５０節　ボランティアとの協働	－
第５１節　災害救助法による救助	－
第５２節　事業所等の事業継続	－
第５３節　行政機関等の業務継続計画	－
第３章　災害復旧・復興計画	
第１節　被災者の生活再建支援	市の役割としている罹災証明書の発行に関する記載を修正
第２節　融資・貸し付け等による経済的再建支援	－
第３節　公共施設等災害復旧対策	－
第４節　災害復興対策	－

第３編　各災害に係る個別事項

節名	主な修正概要
第１部　風水害対策	
第１章　災害予防	
第１節　気象情報等収集体制	システム運用終了に伴う修正
第２節　水防対策	文言の修正
第３節　長岡方式の避難行動	－

節名	主な修正概要
第２章　災害応急対策	
第１節　気象情報等の収集・伝達	・新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 ・長岡市火災予防条例の改正に伴う修正
第２節　洪水予報・水防警報の伝達	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
第３節　水防活動	文言の修正
第２部　土砂災害対策	
第１章　災害予防	
第１節　土砂災害予防	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
第２節　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画 ※節名を「土砂災害に関する情報伝達計画」に修正予定	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
第２章　災害応急対策	
第１節　土砂災害・斜面災害応急対策	－
第２節　治山・砂防施設等の応急対策	－
第３部　雪害対策	
第１章　災害予防	
第１節　雪害予防	組織変更による修正
第２章　災害応急対策	
第１節　雪崩発生時応急対策	－
第４部　震災対策	
第１章　災害予防	
第１節　複合災害時の対策	－
第２節　地盤災害予防	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
第２章　災害応急対策	
第１節　地震情報等の伝達	－
第２節　宅地等の危険度判定	－
第３節　建物の応急危険度判定	－
第５部　津波災害対策	
第１章　災害予防	
第１節　津波対策の方向性	文言修正
第２節　津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	－
第２章　災害応急対策	
第１節　津波避難対策	・市の役割としている広域避難対策の記載を修正 ・新潟県水防計画の改正に伴う修正
第２節　水防活動計画	－
第６部　林野火災対策	

節名	主な修正概要
第１章　災害予防	
第１節　林野火災予防	・火災予防体制及び消防体制に関する記載の修正 ・長岡市火災予防条例の改正に伴う修正
第２章　災害応急対策	
第１節　林野火災応急対策	消火・救出活動及び避難・誘導に関する記載を修正